

福島県青少年会館の

青少年活動助成事業

を

利用しませんか

～青少年の健全育成等を目的とした講習会・研修などで
福島県青少年会館を使用する際の施設使用料を助成します～



助成対象団体

原則として、県内の団体であること

- 青少年団体
ボーイスカウトやガールスカウト
スポーツ少年団など
- 子ども会・少年会など
- サークル・クラブなど
- 青少年の育成や自立支援等に関わる
団体、NPO及びその指導者など

助成対象期間

令和7年4月1日

～令和8年2月28日

※会館利用料総額の50%以内で
3万円を限度として助成します。

会館のご利用に対して助成を行います

Q. 地区の青少年健全育成講演会を、講師を招いて開催
したいと考えています。



- ・講演会場として大研修室（午後の部）
 - ・講師待機場所として第3研修室（午後の部）
- を利用した場合、いくら助成されますか。

大研修室：午後の部・・・31,460円
第3研修室：午後の部・・・5,940円
合計37,400円

A. 助成額は $37,400 \times 50\%$
= 18,700円 です。

※一般料金適用（冷暖房費抜・税込）

申請は簡単です

Q. 助成事業というと、申請書類が煩雑なイメージが
あります。
提出書類はどのようなものがありますか。

A. 基本の提出書類は

- ①実施前：助成金交付申請書
 - ②実施後：実績報告書
- となっております。



詳しくは裏面をご覧ください

公益財団法人
福島県青少年育成・
男女共生推進機構

福島県青少年会館

〒960-8153 福島県福島市黒岩字田部屋 53 番 5

TEL 024 - 546 - 8311

FAX 024 - 546 - 8312

<http://www.fukushima-youth.com/>



福島県青少年会館青少年活動助成事業について

1. 助成要件

次に掲げるようなプログラムに対して、助成金を交付します。

青少年会館を利用して青少年の健全育成や自立支援に関する講演会や研修会
シンポジウム、セミナーなどを行うこと

～例～

- 青少年健全育成に関わる講習会や研修会
- 子どもや若者の自立支援に関わるシンポジウムやセミナーなど
- ※ 地方自治体等から助成等を受けているものは対象外です。

2. 助成対象となる事業期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月28日（土）

3. 助成金額

助成は、一団体1回に限り申請できます。

助成額は、会館利用料の総額の50%以内で、3万円を限度として交付します。

4. 会館利用料

研修室及び体育館使用料（飲食費は助成対象となりません）

5. 手 続 き

① 助成希望団体は、事業実施の30日前までに、助成金交付申請書を提出してください。

② 申請を受けた会館は、書類受理後7日以内に助成の審査を行い、助成にふさわしい団体には、助成金交付決定通知書を送付します。

③ 助成金交付申請書に変更がある場合は、速やかに（事業実施10日前までに）計画変更申請書を提出してください。

※計画変更申請書の提出を受けた会館は、書類審査の上、事業実施日前までに助成金変更通知書を送付します。

④ 事業終了後、30日以内に実績報告書を提出してください。書類の審査の上内容が妥当であれば、助成金の額を確定し、実績報告書の受理後10日以内に指定の口座に助成金を振り込みます。

～ご不明な点は直接お問い合わせください～

公益財団法人 福島県青少年育成・男女共生推進機構

福島県青少年会館



↑ ホームページは
こちらから